

平成30年4月より

**指定医（難病法）関連の手続き先が札幌市に変わります**

このたび、北海道が所管している「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」）」に基づく特定医療費の支給等の事務が、平成30年4月1日より、札幌市に移管（権限移譲）されることとなりました。

これに伴い、難病法に基づく指定医の指定（主たる勤務地が札幌市の医師）についても、札幌市へ移管されるため、平成30年4月以降の届出等は、下記へご提出くださいますようお願いいたします。

**指定医（難病法）に関する窓口（平成30年4月～）**

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル 2F

**札幌市保健所健康企画課（難病担当）**

TEL 011-622-5153 FAX 011-622-7223

**注意事項等**

- このたびの権限移譲による指定医番号の変更はありません。
- 平成30年4月以降の指定医関連（主たる勤務地が札幌市の医師）の届出等は、札幌市へのご提出となるため、北海道へのご提出は不要です。
- 札幌市の指定様式や指定状況は、札幌市ホームページ内の下記に掲載します。  
ホーム＞健康・福祉・子育て＞医療＞難病（指定難病・特定疾患）＞指定医

**<参考情報> 臨床調査個人票の様式について**

臨床調査個人票の様式が、平成29年4月より変更されておりますが、**旧様式を使用できる期間は平成30年3月末まで**となっておりますのでご注意願います。

## ＜お問い合わせ先＞

〒060-0042

札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル 2F  
札幌市保健福祉局保健所健康企画課（難病担当）

TEL 011-622-5153 FAX 011-622-7223